

令和3年12月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時 令和3年12月17日（金曜日） 午前10時から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第51号
有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

出席者

出席委員 池田敦城委員長・中西登志明副委員長
西口正助委員・宇野博治委員・児嶋清秋委員
成川 満委員・上野山善久委員

中谷桂三議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・児嶋利樹市民課長
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長
若松伸行高齢介護課長・田中育美保険年金係長
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
嶋田実明生涯学習課長・岩田吉広市民会館館長
水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長
総合行政委員会事務局 大谷せつ子局長
市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○池田委員長： 開会挨拶

○桃井課長： 議案第 51 号

有田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明

○池田委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 条例の改正案は、出産一時育児金の見直しを行うためとありますが、出産育児一時金の40万4,000円を40万8,000円に引き上げ、健康保険法施行令第36条のただし書にある16,000円を12,000円に引き下げですが、その根拠は何ですか。

○桃井課長： 引き下げの部分ですが、産科医療補償制度の掛金となります。内容としまして、出産に関して脳性麻痺が起こった場合、それを補償する保険の掛金です。今後掛金が16,000円から12,000円に引き下げられます。子のことから出産育児一時金の支給総額42万円を維持するために、今回基本額を引き上げるものでございます。

○成川委員： その根拠についての説明はありませんでしたが、この配付してくれている参考資料の説明もお願いします。

○桃井課長： 出産育児一時金の金額に関しましては、健康保険法施行令に定められております。基本額は40万4,000円ですが、こちらに記載されていますように、産科医療補償制度の掛金分を基準として加算することができます。

○成川委員： この参考資料によると、「3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額」ということですね。

○桃井課長： そのとおりでございます。

○成川委員： 分かりました。この健康保険法施行令が改正されるのですか。それに基づいているのですか。

○桃井課長： それに基づいております。

○成川委員： これはまだ改正されていないのですか。

○桃井課長： 施行日が令和4年1月1日からとなります。

○成川委員： 分かりました。

○池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○上野山委員： 額面だけを見ると現行は40万4,000円と16,000円。改正後は40万8,000円と12,000円で合計は共に42万円となっています。これは42万円に合わせるためですが。

○桃井課長： 出産育児一時金ですが、原則42万円と考えられております。今回産科医療補償制度の掛金が下がることで、通常ですと41万6,000円になってしまいましたが、総支給額42万円を維持するため基本額を引き上げさせていただいております。

- 上野山委員： 例えば、今後保険料が2万円になると、基本額は40万円で、合計の42万円は変わらないという考えですか。
- 桃井課長： 出産一時育児金は、現状42万円ベースで考えられておりますので、委員のおっしゃるとおりになると思います。
- 上野山委員： 全国一律に42万円ですか。
- 桃井課長： 一時金に関しては一律42万円です。
- 上野山委員： 全国一律となれば致し方ありませんが、一度上げたものを下げるとことは難しいところもあるので、その辺りは当市だけでどうこうなるというものではありませんが、国に要望するなりして、下げるといふことのないように注視していただきたいと思います。
- 池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 児嶋委員： 現行の16,000円が12,000円に下げられたのは、医療事故の件数が減少してきたからですか。
- 桃井課長： それもありますし、産科医療補償制度における剰余金が増加してきたというのもあるかと思えます。
- 池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 成川委員： ただ、金額の内訳が変わったというだけで、42万円を支給するということは変わっていないということですね。
- 桃井課長： そのとおりでございます。
- 池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時36分